

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 発行会社の買受けでも自社株物納が可能に

Q : 取引相場の無い自社株を相続税の物納にあてて、これを発行会社の資金で買い取ることも認められると聞いたのですが、くわしく教えてください。

A : 先ごろ明らかにされた取扱いによると、あらかじめ発行会社が10%以上の自己株式を取得して「主要株主」になっておけば、物納した株式を買い取ることができるということです。

【解説】

相続・遺贈により取得した取引相場の無い株式を物納にあてるには、相続等により取得した財産のほとんどが当該株式であり他に物納に適する財産がないこと、譲渡制限株式でないこと、売却できる見込みがあること、などの要件を満たす必要があります。

売却できる見込みがある場合とは、①最近2期の利益がマイナスでないこと等、経営内容から収納が適当と認められる場合、②買受け希望者がいることが確認できる場合、とされています。また、買受け希望者となれる者は、①持ち株比率10%以上の主要株主、役員又は従業員、②物納をした相続人等、③主要業務の継続的取引関係がある得意先・仕入先等、に限定されています。

すなわち、発行会社があらかじめ10%以上の自己株式を取得しておけば、主要株主として買受け希望者になることができますから、相続等により取得した自社株を物納にあてた後に、発行会社の資金で買い取ることができるというわけです。

